
第4回 日吉津村議会定例会会議録（第4日）

令和元年12月9日（月曜日）

議事日程（第4号）

令和元年12月9日 午前9時00分開議

- 日程第 1 議案第 42 号 日吉津村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について
- 日程第 2 議案第 43 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 3 議案第 44 号 日吉津村下水道事業の設置等に関する条例について
- 日程第 4 議案第 45 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 5 議案第 46 号 日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 47 号 日吉津村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 48 号 令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第4回）について
- 日程第 8 議案第 49 号 令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2回）について
- 日程第 9 議案第 50 号 令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について
- 日程第 10 議案第 51 号 令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）について
- 日程第 11 議案第 52 号 会計年度任用職員制度の導入に伴う鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約を変更する協議について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 42 号 日吉津村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について
- 日程第 2 議案第 43 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

- 日程第 3 議案第 44 号 日吉津村下水道事業の設置等に関する条例について
- 日程第 4 議案第 45 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 5 議案第 46 号 日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 47 号 日吉津村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 48 号 令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 4 回）について
- 日程第 8 議案第 49 号 令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 回）について
- 日程第 9 議案第 50 号 令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）について
- 日程第 10 議案第 51 号 令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 回）について
- 日程第 11 議案第 52 号 会計年度任用職員制度の導入に伴う鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約を変更する協議について

出席議員（10 名）

1 番 長谷川 康 弘	2 番 山 路 有
3 番 橋 井 満 義	4 番 三 島 尋 子
5 番 松 本 二三子	6 番 河 中 博 子
7 番 前 田 昇	8 番 松 田 悦 郎
9 番 加 藤 修	10 番 井 藤 稔

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

説明のため出席した者の職氏名

村長 中 田 達 彦 総務課長 高 田 直 人
住民課長 清 水 香代子 福祉保健課長 小 原 義 人
建設産業課長 益 田 英 則 教育長 井 田 博 之
教育課長 松 尾 達 志 会計管理者 西 珠 生

午前 9 時 00 分開議

○議長（井藤 稔君） 皆さんおはようございます。ただいまの出席議員数は 10 名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日は議案質疑であります。議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第 1 議案第 42 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 1、議案第 42 号日吉津村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

はい、三島議員。

○議員（4 番 三島 尋子君） 4 番、三島です。すみません。今朝、まだちょっと、目が覚めないような感じがしますが、申し訳ありません。この新しくできた条例ですけれども、これは一般公務員さんが期限がなくて勤めておられるっていうことに、添うような形で作られたということに解釈してよろしいでしょうか。その中で今、臨時・非常勤として勤めていただいている職員の方が、この会計年度任用職員へ移っていくにあたって、不利益が生じないように対応をしていくということだと思いますが、この条例を制定されるにあたりまして、現在の勤めておられる臨時・非常勤の方に対して、いつ説明がなされたかということを一問目に伺います。

すみません、三点くらい伺いますので、そのことをお聞かせ下さい。

それと、条例を見てみますと、確かに給与とか、手当とか、そういうものは現公務員さんと同じような形では出てます。でも、全部が全部 100 パーセントそのとおりということではないようですけれども、ここの条例に謳ってないこと。服務規程とか、それから評価をするとか、それか

ら懲罰ですかね、そういうことについては謳ってありませんので、多分規則に謳われるのかなと思っておりますが、そういうことも全部その該当をされる方へは詳しく説明がしてあるかどうかということをお伺いします。二点目です。

それとですが、給与の定め方において、経験年数とかそういうことも計算に入れて決めていくということが謳ってあるようです。ここの条例にはありませんけれども、法の改正法を見てみますとそういうことがありまして、それを設定をされるのにどういうふうな考え方かなということをお伺いしたいと思います。学校をしまわれてすぐこう任用になられる方、そして他の会社でいろいろ勤めてきてから任用をしてもらわれる方、いろいろあると思いますけれども、その経験というのはどういうふうな形でみていかれるのかなということをお伺いします。

それから先般ですけれども、全員協議会だったと思いますが、昇給が5年で打ち止めというか、そういうことの説明があったように受けております。その後は任用にはなっても給与は上がらないということなのかどうかという、その点よろしくお願いたします。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 三島議員のご質問にお答えいたします。最初の説明はということで、その前にこの会計年度任用職員は、現在おられる臨時・非常勤・パートさんに移行するという事で定められたものですので、その条例を上げさせていただいておるということで、一般公務員に準じてということで国の方からの指針が出ておりますので、それに基づいて行っておるということであります。

説明については10月に役場の方と、保育所の方と、それから小学校の図書館の2階の会議室の方で3回説明会をさせていただきました。それから条例のほかにはですね、ここの条例については給与並びに費用弁償等を定めております。それ以外にもまだこの中で、給与表から外れる特殊なお勤めをされている方については、規則で定めるということですので、規則で定める予定にしておりますし、分限、それから懲罰については次の議案でできます整備条例の方で謳った部分がありますので、それ以外については規則等で定めるようになるという具合に思います。

それから経験年数につきましては、村内での事務ということで、今であれば保育士の日吉津村での業務並びに保育士の場合は専門職でありますので、他の町での同じような業務ということで、一般の事務については日吉津村内のこの役場での経験年数という形で、経験年数の履歴を加算するというところであります。

それから昇給については、全協でも申しましたようにたとえば一般事務の方が1の1からスタ

ートということになってもですね、4年で4号ずつ上がる予定になっていますので、5年後にはマックスになると、で、マックスになりますとそのまま1年ごとの採用になってもずっとそのまま平行でいくと、昇給はしないということで行う予定にしております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） そうしますと規則というのは、その説明をされた皆さんには渡してはないでしょうか。条例と規則とそういうものについて、やはり見て説明をしていき、今後こういうふうにとかということの説明をしてもらうとよくわかると思うんですが、それがどういうふうになったかなということをもう一度、それと今回、議員には配布はしていただけませんか。新しい条例ですので、それもいただきたいと思うんですが、いかがでしょう。

それとですね、先ほど5年で打ち止めという形でしたが、それは一年一年が新たでの採用というふうにとって、続いて任用された時に1号か、2号かわかりませんが、上がっていくということ5年目、6年目にもし仮に任用になった時には、また元に戻るのか、その5年の経験をされた分はそのまま付け加えていただいて、まあ言えば6年目からの分の給与になるのかどうなのかということをもう一度お願いをいたします。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 三島議員のご質問にお答えいたします。あの規則については3月に定める予定にしております、今ほとんどのところを決めてはいるんですけれども、まだ各町村で調整をしたりですね、特殊な方、たとえば検診の従事者とか、交通指導員の方、その方たちを会計年度にするのか、委託にするのかというようなところがちょっと詰めてない部分がありまして、その辺もありまして規則はまだ完成はしていません。

一応3月、この条例が施行するまでに完成をさせていただきたいという具合に思っております。ですので、規則の中で休暇とか定めるようになっておりますけれども、休暇については現在非常勤の方が15日、臨時の方は半年ごとですのでひと月1日、6日間ですね、という具合に出てるんですけれども、基本的にはそれを維持しながらやっていきたいなということで定めようかなと思っております。実際、国の方では有給休暇は10日というものが出ておりますけれども、現状にできるだけ合わせるようにしていきたいということで今詰めてるところであります。

ですので、規則については出来上がりましたら、また、議員さんの方にもお示しをしたいという具合に思います。

それから先ほど言われました給与ですけれども、5年目でマックスということでは言いましたけ

れども、その後次の年からはその5年目の給与で移行していくということで、今までの非常勤は3年で一度戻っていましたがけれども、ようは戻らずにその5年目のマックスの状態が一年ごと続いていくという形ですのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（井藤 稔君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 7番、前田です。まあ聞くと村内役場に110人ぐらいの該当の方がいらっしゃるということなので、かなり大きな役場の中の改革になると思うんで、少し細かい点もあるかも知れませんがお聞かせいただいたらと思います。

今の総務課長の答弁で多少ニュアンスはわかりましたが、基本的な考え方としてこれは要するに1年任期で、1年任期だけれども更新、いわゆる雇用期間の制限はないというふうな考え方ですね。それで、質問の一つはそこに定年的な、定年制のような年限というものがあるのかどうかということですね。

それと現在の勤務いただいている方は、たとえばちょうど3年になっている人は新たに公募して新年度に採用するのか、あるいは基本的には現在の方のご希望等も聞きながら継続するのか、そのあたりですね、意向についての細かい点として、特にご本人の今後の勤務に関わる問題でするのでその辺どういうふうになっているのか。

それから雇用期間に制限がないということになると、たとえば同じ一般職的な場所で人事異動みたいなものがあるのかということですね。専門職はなかなか難しいかも知れませんが一般職の方を役場の中とか、ほかの勤務で異動をしてもらおうというふうなことがあるのかということですね。

それから分限とかちょっと説明がありましたが、まあ言えば処分とか指導とかですね、あるいは研修に行ってもらおうとかですね、そういったことについてはどのようにするのかということですね。

それからフルタイムの方が、自分のご家庭の事情なんかでパートタイムに時間数を少し減らして勤務すると、その人がまたフルタイムに戻ると、まあいろんな場合があると思いますが、そういう変更とか、そういう意向というのは想定されているのかということですね。

それから今三島議員も聞かれたわけですが、前歴換算についての考え方ですけれども、本来前歴換算はですね、一般の職員であれば普通に勤務していてもその内の1年間を10か月分とかですね、よその会社で勤められたのも前歴に入れるわけですけれども、そういう前歴換算というのは基本的にみてないのだなというふうなことですね。

それからたとえば保育士さんとかね、資格のお持ちの方は前歴換算の時には学校でですね、2

年とか、看護師さん3年くらいですかね、保健師さんとかね、そういう年数が経験年数に前歴換算されると思うんですが、そういった点はいわゆるスタート時点でみられるのかどうなのか、その上で4年ないし5年昇給していくという考え方なのか、その辺を少し明らかにしてもらいたいなというふうに思います。

それから期末手当ですが、多少確認ですが、たとえば来年新年度4月に会計年度職員になった方が、夏のボーナスといった時にですね、半年満たないがその前の年の勤務があればきちんと6か月以上ということでみますよというようなことで、どうもそんなふうに書いてあるようなのですけれども、そういったことなんでしょうかね。当初からこの辺の解釈が違くと、混乱をするのかなというふうにちょっと思ったものですから、で、規則はまだこれからということなんで、まだまだ細かい点単純に疑問点はいっぱいあるんですけれども、いわゆる正規とっていいか従来の職員は定数条例で議会で承認しているわけですね。この会計年度職員さんはそういう制度にはなっていないと思うんですが、そのどんどんここが増えていく、あるいは減らされるというようなことで考えるとですね、職員に対する定数条例のような形で、たとえば議会でここに何人こういう職員さんを配置するとか、それが多とか少ないとかもっと置くべきだとかですね、そういった点の議会と執行部とのやり取りといいますかね、そういったことは必要ないのかなと、ある面では必要んじゃないかなという私の考えです。一応いろいろ言いましたが、以上の点についてお答えいただいたらと思います。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 前田議員のご質問にお答えいたします。一点目の一年任期で定年制はということなんですけれども、一応定年制はなしということであります。それからフルタイムからパート、パートからフルタイムということは、まず、この後ですね、意向確認をさせていただいて、もともと非常勤は1時間正規職員より少ないので、そのまま移行すればパート職員ということになりますけれども、まあうちとしては、正職と同じようにフルタイムになっていただきたいなということで思っております、その辺の移行確認をさせていただいて、そのままパートということなのか、フルタイムがいいのか、それからパートの方でもフルタイムになりたいということがあれば、そうそういう形で切り替えていきたいなという具合に思っております。

それから3年目の移行ということも、同じように意向確認をさせていただきますので、一応3年目とか2年目ということではなくて、全員の方に履歴書を出していただいて、今回本来ですと、選考ということがありますけれども、今回は書類選考にて今までの経過とそれから前歴を見させ

ていただいて、来年の4月に採用という形でする予定にしております。

それから研修についても、現在も臨時職員、非常勤、いろいろな研修を受けていただいておりますので、職員と同様に今後も研修を受けていただこうと思っております。それから期末手当については、在職期間の通算はしないということで4月1日新たに制度が変わるということで、最初の6月は100分の30ということで計算をする予定で、その次から、12月から満額ということで1.3ですね。年間は2.6月の期末手当を予定しておりますので、そういう形で計算をさせていただくという予定にしております。

それから正規職員についてはまあ定数があるということで、この会計年度の定数はということがあるんですけども、一応現在の必要なところで会計年度任用職員を採用という形になりますので、その辺は将来に向けてはできる範囲で正規職員を本来採用するべきだということは考えておりますので、そのあたりは村長とも協議しながらその辺の振替えといいますか、そういうことも視野に入れながら考えていきたいと思っておりますので、これからどんどん非常勤を増やしていく、会計年度職員を増やしていくというよりも、全体の中で正規職員ということを考えて行こうかなと思っております。ですので、今のところあの、職員配置の会計年度職員の人数、定数の条例というのは考えておりません。以上です。

○議長（井藤 稔君） すみません。人事異動と前歴換算の関係は。

高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） すみません。前歴換算ですけども、先ほども三島議員にお話ししたように一応日吉津村の中で今回意向していただきますので、たとえば何年日吉津の中で勤めていただいたかということで、たとえば4年努めていただける方については4年分の前歴換算をさせていただくということで、ただ保育士については新たに入られる方ですね、新たに入られる方は日吉津村役場で勤めていなければ今のところは考えてないんですけども、保育士については、保育現場ですので、他の町村で保育士をされてても、その辺の前歴は考えていこうかなということで思っております。ですので、今のところは4月1日に新しい方が入った場合は、そういう前歴換算は考えますけれども、今おられる方は、日吉津村で勤めておられた期間を前歴とみなして加算をするということで考えております。以上です。

えーと、人事異動については、今のところは今までずっとしていただいている課の中での仕事等がありますので、今のところは考えておりません。ただ、将来的にですね、そういう人事異動というのは考えていかないといけないのかなと思ってるんですけども、基本的には人事異動は今

のところ考えていません。以上です。

○議長（井藤 稔君） 前田議員。

○議員（7 番 前田 昇君） 一度にいろんなことを聞いたのでちょっとまあ、ですが、今の前歴換算でいうと結局日吉津の勤務、それでまあ保育士さん等については保育士の勤務年数ということですが、結局、まずスタートは1の1でスタートするということなんですかね。それに勤務年数を入れるということなのか、わたしが思っているのはやはり資格については通常資格を取得のためのいわゆる専門学校なり、大学の期間というのはそれは踏まえていくべきなんじゃないかなとは思うんですけれども、その辺が結局はその人の本当に勤務した年数を、まあ、言い方は変かも知れませんが、最低限をみるみたいなイメージで受け取るような恰好になっていますね。

それともう一つはあの、結局まあ、正規職員を配置すべきという原則的なことを総務課長答弁いただいたんですけれども、実際にそれができない事情でこれだけの非常勤の方を抱えているわけなんで、もちろん正規職員が次々配置されればすばらしいですが、そうにはならない中での制度改革ですので、やっぱりまあ条例とまではいかななくても、いわゆる役場勤務の職員の配置の方針みたいなものはやっぱり議会も承認したうえで、あるいは説明を受けたうえで勤務にいくべきかなというように思ってますんで、その辺については今後のことかも知れませんが、ご検討をいただいた方がいいんじゃないかなというように思います。

それともう一つ聞きたいのは、フルタイムとパートですが、要はフルタイムで勤めていただいているけれどもたとえば出産とか介護とかですね、そういった点で当分ちょっと時間数を減らして勤務したいというふうな、そうそういうご本人のですね、ご意向を踏まえて雇用条件が違うからやめて下さいということはそこまではないとは思いますが、その辺の対応はありうるのか、ありうるんじゃないかな、勤務していただいております方の事情としては結構ありうるんじゃないかなと思うんで、その辺も想定して考えてあった方がいいんじゃないかと、それからさらに人事異動についても、要はこれはですね、今までは非常勤を、あるいは任用職員を当ててたけれども正規を配置したら、その人の仕事はなくなるという場合があったとすると、雇用がなくなるということであって、ありうるわけですね。そういった点でいうと、長く努めていただいている中では異動ということも当然視野に入れながら考えていく必要があるんじゃないかなと思うんで、その点も現段階で答弁ならんかも知れませんが、そういう点を3月までにはある程度きちんと内規なりで決めてあるべきじゃないかなというように、まあそのことを該当の方にもお示しすべき

なんじゃないかなと思うので、そういう考え方を持ってますけれども答弁できる場所があればしていただけたらと思います。以上です。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 前田議員のご質問にお答えいたします。前歴については1の1がたとえば一般事務1の1なんですけれども、1の1でスタートが、前歴換算して1の5であったり、1の9であったり、その経験年数でスタートは前歴を換算してスタートする予定にしております。ただ、今言われた一応経験年数ということで考えておりますので、専門学校だとか大学というところは含んでおりません。それから途中でフルタイムの方が途中で産休とか、そういうのは制度の中でしていきますので、途中でパートに切り替えるとかということは一年間の採用ですので、ただ次の年にハートに切り替えるとか、そういうことはあると思っております。それから会計年度任用職員の定数の条例でなくて方針等でもということだったんですけれども、その辺についてはまた検討させていただきたいという具合に思います。以上です。

○議長（井藤 稔君） ここで少し議長の方からお願いがあります。あくまでも議案質疑ですので、よくわかりますけれども、自分の意見等についてはできるだけ控えていただくということで、また、質疑については完結明瞭に一つよろしくお願ひしたいと思います。

前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 言われたことにちょっと違うかも知れませんが、前歴の関係についてはもう少し資格取得の方については、それなりの整理が必要なんではないかなと思うんで、議長のご指導いただいた後に恐縮ですが、その点についてまだご検討お願ひできたらと思います。すみません。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

山路議員。

○議員（2番 山路 有君） 2番、山路です。一点だけ少しちょっとお伺ひしたいと思います。先日のちょっと、あのこれは東大の名誉教授井藤先生の、いよいよ賃金上昇の波がやってきたということで、民間・官庁等がこうして同一労働同一賃金ということで進められるということで、お話しを聞いてきたところですけども、一つえらい素朴な質問ですけども、財源確保というのは目途がついているものかなということで一つお伺ひ、何か110名おってその辺が定かでないということになると、このあたりの財源確保というのはどうなっているのかなということをお聞きしたいと思います。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 山路議員のご質問にお答えいたします。財源については交付税とか補助金、まあ国の制度が変わりますので、市町村としては国の方に補助なり、いただきたいということは全体的に申し上げておりますけれども、基本的には今のところ補助金が出るということではないので、そういうことをお伝えしつつ、とりあえず一般財源で対応する予定にしております。来年度の予算については、以上です。地方交付税がどれだけいただけるかということになってくるのかというふうに考えおりますけれども。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

三島議員。

○議員（4 番 三島 尋子君） 4 番、三島です。あと一回残ってましたので、すみません。今回改正になりました法の説明を少し読んでみまして、その中に先ほどから出ていますけれども、ずっとフルタイムの会計任用職員さんとかを任用していく場合には、やっぱり現在の仕事分野についての精査といいますかね、それをできて本当にフルタイムの方であるのか、一般の公務員、常勤の職員がするのか、というところをきちんと見極めて、定めていくということが示してありました。その点についてですけれども、今後そういう点について、どういうふうにお考えになっているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 三島議員のご質問にお答えいたします。今おられる臨時・非常勤・パート、まあ、業務されていますけれども、その業務については正規職員の補助的なところがありますので、そういう形で今後もする予定ですが、やはり正職がやらないといけない職、業務になってくればその辺は正職に切り替えるとか、そういうところは業務の中身を見ながら精査していきたいという具合に思っております。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） ほかにないようですので質疑を終わります。

日程第 2 議案第 43 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 2、議案第 43 号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島です。1 ページ一番初めの条例ですけれども、棒線が引いてあるところ、あの、教育長及び臨時の職員というところが代わっています。改正後は教育長というのが取ってありますけれども、教育長さんは特別職ということですか。この一般の職員の地方公務員、現在と、今までと変わらないということなんでしょうか、というところをお願いします。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 三島議員のご質問にお答えいたします。教育長の関係は制度が 27 年 4 月 1 日に施行されて特別職に切り替わった時にですね、本来だったらその時に条例改正が必要だったものが、ちょっと落ちておまして、ちょうど今回、会計年度に伴う定数条例の一部改正がありましたので、その教育長をはずさせていただいたということで、ご理解いただきたいと思えます。以上です。

○議長（井藤 稔君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） すみません。4 番、三島です。次の条例ですけれども、給食の効果っていうところですね、その下に 4 というのがあって法第というのがありますけれども、ここは法ということだけでよろしいでしょうか。この中に法というのがないなと思ってみたんですけども。

○議長（井藤 稔君） 意味わかりますか。

高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 三島議員のご質問にお答えいたします。文言に関する手続きの関係ですけれども、これは実際には第 1 条の方でこの条例は地方公務員法ということで、法ってうたってありますので 4 を追加しましたけれども法ということでさせていただいております。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかに質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 質疑がないようですので質疑を終わります。

○議長（井藤 稔君） 日程第 3、議案第 44 号日吉津村下水道事業の設置等に関する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

松本議員。

○議員（5 番 松本 二三子君） 5 番、松本です。これは下水道事業に条例の設置ということでお聞きしたいんですけども、内容は趣旨から始まってありますけれども、お聞きしたいのは附則のところなんです。附則の第 1、2、3 とあります。で、2 のところで第 1 条中の「」、公共下水道事業を削るというのがあります。これで特別会計条例をみたところ、1 条ですと国民健康保険、後期高齢者医療事業の後の公共下水道事業を削るということなんですけれども、これを削ることによって下水道が特別会計ではなくなるのかどうかという点を一点聞きたいのと、まず、すみません、それをお願いします。削るということはここからなくなるということなので、特別会計ではなくなりますかという質問です。お願いします。

○議長（井藤 稔君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 松本議員のご質問にお答えいたします。特別会計から除くということになっておりまして、公営企業会計に移行しますので、そちらの方の会計になるということでございます。

○議長（井藤 稔君） 松本議員。

○議員（5 番 松本 二三子君） まあ、抜けるんだろうなと思いますけれども、もう一点ですけども、3 のところで監査委員条例も一緒に改正になっています。監査委員条例を見ると、10 条に掲げる表に以下の表を加えるということですので、加えるようになっているんですけども、このものは村長がつくられた書類を、監査委員にも見せないといけませんよということの条例という認識でいいでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） この条例の中にもでてきておりますけれども、年に 2 回業務の状況を報告をするということになっております。管理者から、公共団体の長へということでございますので、その書類に基づいて監査をしていただくということでございます。以上です。

○議長（井藤 稔君） 松本議員。

○議員（5 番 松本 二三子君） すみません、質問がへたくそで難しいんですけども、わかりました。この令和 2 年の 4 月 1 日からということなんです。で、公共下水道事業の経営の可視化と経

営基盤の強化を図ってということで、条例で定めなければいけないということですので、条例ができるのはわかるんですけども、すみません、もう一回ですけども、認識の中で一般会計と特別会計というので考えていつもいたんですけども、しつこいようですけども、となりますと特別会計というのは、国民健康保険と後期高齢と西部町村の当番が来た時には個人情報の保護の経理の適正を図るための特別会計ということで、この三つで考えていけばいいということでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） はい、現在役場の方でっております会計が官庁会計ということで、会計の方式が公営企業会計に移行するということでございますので、特別会計からも当然外れてそちらの方に移行するということでございます。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島です。第5条ですけども、700万円以上の不動産もしくはということがありますが、この700万とそれからその下に1件5000平方メートル以上ということが載っています。ちょっと調べてみたら、700万というのは小さい村だからということがあるのでこうなったのかなとか、よそでは2000万とか何千万とかが載せてありますけれども、どういうことで700万というのが決められたかということ、1件5000平方メートルというところも、どういうことで決まったんでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 三島議員のご質問にお答えいたします。ちょっと、詳しいところは把握してなくて申し訳ないんですけども、こちらの数字におきましては、現在公営企業会計を実施されております近隣の自治体の方に同じような数字が出ておりましたので、そういったようなところも加味されているのかなというふうに思っております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島です。ちょっと、理解が少しできませんけれども、よその他町を見てしまったということだろうと解釈をします。現在ある公共下水道条例と規則ですけども、それは4月1日からのところで変更になるところと違ってことはないでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） はい、これは新たに設置する条例ということになりまして、既

存の条例については生きているということで、変更が必要になれば、また、改正等実施していかなければいけないと考えますけれども、現在は新たに条例を作るという対応で公営企業の移行ができるものと考えております。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 質疑がないようですので質疑を終わります。

日程第4 議案第45号

○議長（井藤 稔君） 日程第4、議案第45号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 質疑がないようですので質疑を終わります。

日程第5 議案第46号

○議長（井藤 稔君） 日程第5、議案第46号日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 質疑がないようですので質疑を終わります。

日程第6 議案第47号

○議長（井藤 稔君） 日程第6、議案第47号日吉津村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本議案につきましては、12月2日付で村長より撤回の申し出がありました。改正前の条文に誤りがあったため、本議案を撤回し改めて最終日に提案するという内容でございます。これから質疑を行います。撤回についての質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 質疑がないようですので質疑を終わります。よって、本議案を撤回したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。よって、撤回することといたします。

日程第7 議案第48号

○議長（井藤 稔君） 日程第7、議案第48号令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第4回）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑は歳入歳出一括で行います。

質疑はありませんか。

前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 7番、前田です。歳入のところの県支出金の民生費県負担金というところに保険基盤安定負担金というものが減額に、少額ですが減額になっております。これについては多少経過があるのではないかと思うんでこの辺の減額の理由とといいますか、経過をご説明いただいたらと思います。

それからですね、その次に民生費の県の補助金の中で、地域生活支援事業補助金というものがありますが、このいわゆる補助金とこれに見合う支出の関係というのはどういうことなのか、もしかしたら交通安全対策の関係があるのかというふうに勝手に推測したんですが、そのあたりの経過、関連があればご説明をいただきたいというふうに思います。

それから交通安全対策費の踏み間違いの購入補助金ですね、それからドライブレコーダーの補助金ということで30万と3万ということで、ドライブレコーダー3万というのはえらい少額なような気もするんですが、この辺の積算についてどういうふうに見込まれたのかということで、この補助金の多少趣旨も併せてご説明をいただいたらと思います。

それから支出の方の、賦課徴収費の中の法人税の過誤納還付金が、100万を超えていますが何か特段の事情があったのか、修正にしてはそれなりの大きな額だなあというふうに思いますので、この辺の内容の説明をいただきたい。一応以上であります。

○議長（井藤 稔君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 前田議員のご質問にお答えいたします。まず、県支出金の民生費負担金保険基盤安定負担金の、マイナス4万6,000円ということの経過ということでございま

した。これにつきましては、保険基盤安定繰入金といいますのが、国民健康保険会計に繰り出すものと、それから後期高齢者医療保険に繰り出すもの二つございまして、今回の補正は国保分に対します。まあ、中身としては保険料軽減分と保険者支援分というふうに分かれているんですけども、そちらに対する基盤安定が45万1,000円のプラスになっております。そして、後期高齢者の方に出します基盤安定分というのが、こちらが49万7,000円の減額となっております、その差額がマイナス4万6,000円ということになってございます。

それから次の、民生費の補助金の地域生活支援事業補助金というのでございますけれども、こちらは障がいとの関係でございまして、地域生活支援事業という事業がございまして、それは移動支援とか日中一時支援というものがあるんですけども、そちらが増額したことによります。ですので、出とも連動しておるんですけども、その分の実績見込みに対しまして県の方は4分の1の補助ということへの増額でございまして、以上です。

○議長（井藤 稔君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 前田議員のご質問にお答えいたします。まず、交通安全の方ですけども、踏み間違い加速抑制装置搭載車の新車購入時の補助金といたしまして1台あたり3万円を10台でみております。次に新車購入時にドライブレコーダーの搭載補助金といたしまして、1台あたり3,000円の10台を見込んでおります。これを組みました内容といたしましては、65歳以上の高齢の方の、最近交通事故で被害者だけではなくて、加害者になられるような場合も見受けられるということで、65歳以上の高齢運転者の方の交通安全のために、そういった65歳以上の方が新車購入時にドライブレコーダーや、踏み間違い防止の装置等の搭載のある車を購入された場合に、こういった助成を行うというものの趣旨でございまして、

それと法人税の補正につきましてですけども、法人税につきましては、確定申告によりまして当初予定納税で入っておった金額につきまして、法人の方で清算をされたところそういった会社の決算で利益が上がらなかったということで、予定納税で納められた法人税割についての還付をするものでございまして、以上です。

○議長（井藤 稔君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） わかりました。この踏み間違い等の、要するに機器の購入でなくて車の新車購入に際して助成することですと、そういうお話だろうと思います。それで、これについては県の助成とか県の制度はなかったですか、そういうふうにちょっと記憶しているんですがよろしくお願ひします。

○議長（井藤 稔君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 前田議員のご質問にお答えいたします。この交通安全の車両の関係ですけれども、これにつきましては県の方でも昨年度まで、平成 30 年度までは制度があったんですけれども、県の方がこれを今年度実施をされなかったということで、日吉津村としても何らかな形でのそういった助成というのは、続けていけないかなというようなことで考えまして、実施するものです。県の制度としましては昨年度までで終わっております。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

三島議員。

○議員（4 番 三島 尋子君） 4 番、三島です。7 ページからお願いします。一番初めの個人の村民税ですけれども、所得割これの説明の時に給与所得の人の増えたという説明がございましたけれども、これは申告があつてするものかなと思うんですけれども、その時間違いがあつたのかどうかということをお聞きしますが、その点をお願いします。

それと 9 ページ、最後の奨学金繰入金これについての説明を、お願いをいたします。15 ページ、保育所費報酬は減額になっています。約 150 万それに伴って、社会保険料が約 22 万減額してありますけれども、共済費が 100 万ちょっと増えていますけれども、これは何でしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（井藤 稔君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 三島議員のご質問にお答えいたします。まず、個人住民税の関係になりますけれども、これにつきましては当初予算を組みます時に、だいたい昨年 11 月末時点の人数を基にして、個人住民税の計算をするわけですけれども、その時点ではまだ確定申告が昨年中のものというのはまだ定まっておられませんので、実際に今年度当初で課税をします時には、昨年度予算で見込んでおいた人数よりもか、課税対象の人数が増えておりましたので、ここで補正予算をさせていただくものです。以上です。

○議長（井藤 稔君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 三島議員のご質問にお答えいたします。保育所費の嘱託職員報酬の減額についてでございますけれども、当初予算で看護資格の方を予算計上しておりました。ところが募集しておりましたけれども、なかなか応募者がなかったということで 4 月から 11 月分までの 8 ヶ月分、それをこの度減額をさせていただいたものです。それに併せまして社会保険料も減額をしております。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 三島議員のご質問にお答えいたします。9 ページの奨学基金繰入金ですけれども、奨学基金が200万の基金がありまして奨学資金については返ってきた、返済のあったものを充てておりましたけれども、この基金がずっと動いていないということで議員からもご指摘があって、廃止に向けていこうということで、今回まず、財源を基金から繰り入れて充てさせていただきまして、残りの46万4,000円については来年度充てさせていただいて、その後基金の廃止ということにさせていただく予定にしております。

それから保育所費の、職員共済組合の負担金100万7,000円の増ですけれども、これは職員共済負担金の見込み違いということで今回補正させていただくものです。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） 3番、橋井です。本一般会計の補正予算、48号について質疑をさせていただきたいと思います。先ほどの議員からの重複もあったかもわかりませんので、なるべくその部分に重ならないようにしたいと思います。入と出の部分比べてまいりたいなと思っておりますが、全員協議会の時にも説明があったかもわかりませんが、7ページの歳入の道路橋梁費の補助金が国庫支出金で2,000万入っております。それでその用途につきましては、17ページですね、ここで大きなものが橋梁修繕と道路改良の調査費ということで、橋梁で2,780万そして道路改良で1,050万の割り当てということになっております。おのおのこれらが2分の1かなというふうに思っております。まあ橋梁補修については説明でありましたのは、旧国道の下口の新田川の橋の改良というふうに承っておりますが、改良されるというのは大まかにどのようなことをされる補修工事なのかの、その辺の説明を受けたいと思っております。といいますのが、わたしもこの話が出まして村民のみなさんからお伺いを受けたもので、そのあたりを一度ここで確認をしたいと思います。

それから村道の改良工事ということで、これ調査費が出ておりますけれども、これについてこれが2分の1ですね。役場線と村道2号線の交差点の調査ということでは承りました。その調査のディテールといいますか、中身は何をどのような目的で調査をされるのか、その辺をご説明願いたいと思います。これが土木関係のところですよ。

それから8ページ、入の8ページですね、この県支出金の農林水産費のところなんですけれども、有害鳥獣ヌートリアだと思っております。これが17ページの支出項目に出ておりますが、報償費の

部分で有害鳥獣対策、これが県の補助部分の内に入っております。7万5,000円ですね。それで県の部分が5万円ですから県から3分の2の補助が出てるんじゃないかなと思います。これの協力の礼金の関係と、ヌートリアの捕獲奨励が5万1,000円あります。この協力謝礼と捕獲奨励金との関係、これ多分何匹とかそれとそれに出させていただいた出動回数だとか、いうふうにこれ分けられていると思うんですけれども、その分け隔てがちょっとわかりませんので、その辺の内容を教えてくださいというふうに思います。以上、まずその2点について。

○議長（井藤 稔君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 橋井議員のご質問にお答えいたします。まず一点目、新田川の補修工事に関するご質問でございましたけれども、旧国道に架かります新田川の橋梁につきましては、以前からいろいろ住民の方から問い合わせなり、いろいろご意見をいただいておりますので、コーンを立ててあまりすれ違いができないように、橋の方に負担がかからないようにというような対応をとらしてもらっておりますけれども、具体的な工事についての詳細は、ちょっとご説明できる資料を持ってきてないんですけれども、そういったような近隣の住民の方が通るたびにガクンガクン音とがするとか、そういうような事例があったということでございますので、基本的にそういったようなことがないように、今後改修を進めていくということになろうかと思っております。それと後、役場線と村道2号線の道路改良についての調査目的ということですが、一つには測量設計業務についてでございます。それと後は移転補償の問題、用地買収、そのようなところの調査ということでございます。

ヌートリアの方の関係なんですけれども、謝礼の方と後奨励金ということで分けて支出の方を出させてもらっております。議員がおっしゃいますように、こちらの謝礼につきましては捕獲に係る業務に携わった日数によって計算をさせてもらっておりますし、捕獲頭数については頭数というところで算出を出させていただいております。当初予定しておりました個体数よりも、今年度かなり多く被害をもたらすというようなことがございまして、こちらの方捕獲に関しましては3分の1の補助金になりますし、奨励金の関係につきましては2分の1、頭数に対するところの2分の1ということで県の方からの補助金が出てくるというところでございます。以上です。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。橋井議員からご質問がありました橋梁の補修工事の関係でございますけれども、こちらにつきましては橋梁の長寿命化の計画を立てておりまして、これに基づいて設計をし、補修工事をしているものでございます。こちらにつきましては、橋梁の

方にクラック、ひびのはいつている箇所が調査の結果ありまして、これを放置していると底から水が滲み込んでまいって、中の鉄筋まで影響が出てくるというようなことが心配されます。ということで、主にはクラックの目地を補修とか止めるような工事という内容がメインだということふうにお聞きをしているところでございます。以上です。

○議長(井藤 稔君) 橋井議員。

○議員(3番 橋井 満義君) 3番、橋井です。中身につきましては橋梁の部分理解いたしました。それでまああの、役場線と2号線の交差点の部分の、詳細の部分を今受け賜ったところがあります。測量調査を行い、用地買収並びに移転の、要するに補償調査だというやつだと思えますけれども、それらをやっていくということで来年度にはスタートされるということで、この部分については、積極的に取り組んでいただきたいということを申し添えておきたいと思えます。

それからヌートリアなんですけれども、捕獲個体頭数というのは今年実は、なぜこの質問させていただいたかということ、実はもう西川沿いの後池界限がですね、大変なヌートリアの被害にあっております。それで見かけることもありますし、被害の圃場が今までになかったような被害の状況の食べ方をしておりました。それで捕獲していただいている方にも大変お世話になって、大変ですなということで労をねぎらったこともあるんですけれども、実際に今年度の村内での捕獲個体数というのは何匹いたかというのを教えて下さい。

○議長(井藤 稔君) 益田建設産業課長。

○建設産業課長(益田 英則君) 橋井議員のご質問にお答えいたします。ヌートリアの捕獲頭数ですけれども、4月から10月までに13頭で、11月から12月にかけて15頭というところを見込みを立てておるところでございます。当初予算で考えおりましたのが、15頭であったということでございますので、その相差分について今回補正を上げさせていただいたということでございます。以上です。

○議長(井藤 稔君) 橋井議員。

○議員(3番 橋井 満義君) 3番、橋井です。これで3回目です。最後になりますので、今課長の方からは4月から10月までに13頭、そして11月から12月までが15頭ということで、計28頭も捕獲をされたと、先ほど見込みと言われましたけれどもわたしは実数を聞いておりますので、見込みはいいんですよ。今までのこの議会までに何頭とれたかということをしていきますので、まあ、それを答えて下さい。見込みはいいです。実数、実績の数がここまで今日までにどれだけ捕われているかということはお分かりになっているはずですので、それをまず、説明をしていただき

たい。もうこれ3回で私の質問終わっちゃいますので、もったいないですから。その頭数をいただきたい。

今後のことなんですけれども、これはまあ村長にお伺いをしたいなと思いますけれども、日吉津はヌートリアばかりなんですけれども、他町では猪やら有害鳥獣たくさんおります。それで狩猟の免許、実は私も今までかつて取りに行きて取得をしました。しかしながら、ちょっと夢見が悪くなりまして、返納実はさせていただいた経緯があるんですけれども、まあ職員さんで取りに来ておられる町村も、多分に日野町あたりではありました。今後その辺についての、村の方向についていかがな見解をお持ちなのか、これはお伺いをしておきたいというふうに思います。まあ頭数の実数確認と、狩猟免許の取得を職員でということについての初見を伺って終わりたいと思います。

○議長（井藤 稔君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 橋井議員のご質問にお答えいたします。12月5日現在なんですけれども、18頭捕獲ということでございます。

[「総頭数で、確認ですので、4月から10まで13頭、それ以降は5頭で計18頭ということでよろしいですか。」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） はい。

○議員（3番 橋井 満義君） はい、わかりました。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長です。職員の狩猟免許の取得についてのご質問でございます。こちらにつきましても、今後の状況も見てということになるかと思っておりますけれども、現在のところはその予定の考えはございません。以上でございます。

○議長（井藤 稔君） ほかに、三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島です。どうしようかなと思っていましたけれども、子育ての条例は撤回になりましたけれども、予算、ちょっとやっぱりお聞きしておきます。収入の方で交付金が1,328万増えて、それと民生費の分担金で981万5,000円が減額になっています。これはあの、減額になったものが国からくるということで、交付金の中に含まれておるのかなと思ってます。これを差し引きすると346万5,000円ですか、ですけれども、今度支出をしていく方についてですけれども、無償化にあたってこれ充てていくんだと思いますが、ここでどういうふ

うにして充てられてるかということはここで教えてもらえますでしょうか。

児童福祉措置費ですよね、保育所費ではなくて児童措置費、で、国庫支出金は143万2,000円というふうになっておまして、後その他で保育料が減額になって、一般財源が1,000万、ここに上がっていますけれども、この340万ほどがどういうふうに使われているかということをお伺いしたいんですけれども。

○議長（井藤 稔君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 三島議員のご質問にお答えいたします。まずあの特例交付金の方ですけれども、1,328万円ということでこれは今回の保育の無償化によって国から下りてくる交付金でございます。そしてうちの保育料負担金というものは、それに併せまして今度は利用者から無償化になりますので、利用料が入ってこない分それを減額させていただいたということでございます。そしてその差額が346万5,000円ということですが、こちらの方につきましては当初保育所に払う分につきましては、一般財源というのをかなりつぎ込んでたして払っておりますので、そちらの方に充当するということになります。

ただ今回の特例交付金というのでは特定財源ではなくてですね、一般財源扱いなので充当はしていないということになります。その340万の使い道ということになると思いますけれども、まずこの中にですね、鳥取県の第3種保育料軽減補助金というものを鳥取県独自でやっております、そちらも入っておりますのでうちの資産でいきますとそれが146万円ぐらい、というのをまずは引かなければいけないということになります。そうすると残りが200万円ぐらいになりますが、こちらが、日吉津村が副食費を独自で負担しているという財源が試算しますと、ちょうど200万ぐらいということになりますので、一応使い道というか割り振りとしては、そういうことで丁度収支が、バランスがとれているというような扱いになります。

それから国庫支出金の方で、施設型給付費の負担金とそれから子育てのための施設利用給付交付金ですね、これが国庫でありますし、それから県の支出金でもございます。これにつきましては、これも無償化に伴うものでございます。認定こども園とか、認定幼稚園、それから子どものための施設等というのが未移行幼稚園給付金、こちらの方が国から2分の1、そして県から4分の1入ってくるということで収入、そして支出の方にもその額191万1,000円を組ませていただいているということでございます。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

山路議員。

○議員（2番 山路 有君） 2番、山路です。先ほど同僚議員の質問にもありましたけれども、少しちょっと、もう少し詳しいところをお聞きしたいなというふうに思っております。内容はですね、17ページの村道2号線の交差点改良についてですけれども、おおよそ私もこの測量及び用地買収等についてということですが、まず、ここ平成27年ぐらいからですね、村民からの要望もあってまあこの測量並びに用地買収というのは、最終的なところは信号機等についてのそういう考え、これ村長にお聞きしたいんですけども、そういう目標ってですかね、があるのかということと、それから用地買収なりの中に、2号線から北側の畑があるわけですが、3号線まではまあ用地買収できるような用地があるかなと、私の見た眼でですね。そこまでのなんていいですかね、拡張というようなことを考えられての今回、測量なり、用地買収という内容であるかということで少し詳しいところをお聞きしたいですけれども、よろしくお願ひします。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。少し詳しいところをお聞きしたいですが。

○村長（中田 達彦君） 村長です。山路議員からのご質問にお答えをいたします。まずあの、今回は村道改良調査設計等業務の委託ということで、用地買収費は含まれていません。これからこの委託によりまして、その交差点の計画を、設計を行うというものでございますので、今後その詳細については、この調査設計の中で固めていくという格好になろうかと思ひます。以上でございます。

○議長（井藤 稔君） 山路議員。

○議員（2番 山路 有君） 2番、山路です。ということは今答弁されたんではないかと思ひますけれども、信号機設置というのは今のこの中に、この測量等にそういうことを目的とした、こういう測量等になるというふうに理解すればよろしいでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 山路議員のご質問にお答えいたします。今回、測量・設計ということで、そのようなところも含んだ上での調査ということになろうかと思ひております。以上です。

○議員（2番 山路 有君） はい、よろしいです。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） ほかにないようですので質疑を終わります。

日程第 8 議案第 49 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 8、議案第 49 号令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 回）についてを議題とします。

質疑はありませんか。

加藤議員。

○議員（9 番 加藤 修君） 9 番、加藤です。6 ページ積立金、この度の補正予算を見ると支出の 6 ページに、約 300 万ほどの基金積み立てができるようになっていますが、先日新聞で報道されていた会計検査院の指摘によって、国の財政調整交付金を日吉津村は 465 万円返還しなければいけないという記事が出ました。これは議会と語ろうのところでも、村民の方からの質問がございました。そのことに関する説明と、返還金の予算はどうなっているのか説明をお願いします。

○議長（井藤 稔君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 加藤議員のご質問にお答えいたします。ご質問の件についてご説明をさせていただきますけれども、国民健康保険会計にはですね、毎年国から普通調整交付金というのをいただいて運営をしておりますけれども、それが会計検査院の監査によりまして、本村の平成 26 年度分の交付金につきまして、先ほど言われました 465 万円の、まあ過大に受け取っているということで返還金が必要になったということでございます。

本村は、直接会計検査院の監査は受けておりませんけれども、県内の自治体で会計検査を受けられたところが、申請上そういうミスがあったということが発覚しまして返還になりました。それに併せまして県内の全自治体を、再度監査をされましたところ、日吉津村にも同じ申請誤りがあったということで、この度の返還ということになりました。

新聞報道につきましては先月でしたけれども、これがわかりましたのが今年の春でございまして、今年の 9 月議会で補正をさせていただいて、昨年度内に支払いの方は完了をしております。村民の皆さんにご心配をかけたということでは、深くお詫びをさせていただきたいというふうに思います。

この申請につきましては、県で対面式によりますヒヤリングを受けて、国へ申請しているわけですが、今後このようなことがないようにさらに慎重を期して、申請事務にあたりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 加藤議員。

○議員（9 番 加藤 修君） 確認をさせていただきますが、平成 26 年度分を返却したというこ

と、これが去年の春、去年の春ですね、今年ではなしに、去年の春のを9月で補正をして返還事務は全部終わっているというところですね。実際新聞で出ましてね、これなんだろうかとこの質問があったわけですけども、これは見方の違いですか。申請方法の、そのあたりちょっと。

○議長（井藤 稔君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 加藤議員のご質問にお答えいたします。時期については、議員おっしゃるとおりでございます。

申請の方法ですけども、具体的に言いますと何十枚にもわたる申請書がありまして、この欄にはこの数字を日吉津村の高額療養費をもってくるとか、いう数字の記載方法があるんですけども、その記載をちょっと二重に記載をしていたということでこういったことが起こったということでございます。以上です。

○議長（井藤 稔君） 加藤議員よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 実君） 質疑がないようですので質疑を終わります。

日程第9 議案第50号

○議長（井藤 稔君） 日程第9、議案第50号令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 質疑がないようですので質疑を終わります。

日程第10 議案第51号

○議長（井藤 稔君） 日程第10、議案第51号令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算(第2回)についてを議題といたします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 質疑がないようですので質疑を終わります。

日程第 11 議案第 52 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 11、議案第 52 号会計年度任用職員制度の導入に伴う鳥取県西部
町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約を変更する協議についてを議題といたします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 質疑がないようですので質疑を終わります。

○議長（井藤 稔君） 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。本日はこれをもって
散会いたします。

お疲れ様でした。

午前 10 時 30 分 散会
